

一般社団法人鯖江市体育協会 表彰規程

(趣旨)

第1条 一般社団法人鯖江市体育協会（以下「当協会」という）は、この規程の定めるところにより、鯖江市におけるスポーツの振興発展に貢献した者を表彰する。

(優秀選手の表彰)

第2条 当協会は、下の各号の一に該当する優秀選手があるときはこれを表彰する。

- 1 県単位の大会において優勝した者
- 2 ブロック単位以上の大会において入賞した者
- 3 その他、優秀選手表彰に値すると認められる業績または行為のあった者

(スポーツ功労者の表彰)

第3条 当協会は下の各号の一に該当するスポーツ功労者（団体も含む）があるときはこれを表彰する。

- 1 鯖江市におけるスポーツ振興に貢献し、その功績の著しい者
- 2 その他、スポーツ功労者表彰に値すると認められる業績または行為のあった者

(スポーツ特別功労者の表彰)

第4条 前条により表彰を受けたスポーツ功労者が引き続き鯖江市におけるスポーツの振興発展に貢献し、その功績が認められるとき、当協会はスポーツ特別功労者として表彰することができる。

(優秀指導者の表彰)

第5条 当協会は、下の各号の一に該当する優秀指導者があるときはこれを表彰する。

- 1 第2条に該当する優秀選手（但し学生を除く）を育成した指導者
- 2 優秀選手が学生の場合、第2条第2号に該当する優秀選手を育成した指導者

(表彰の手續)

第6条 表彰は、当協会の加盟団体・高等学校・大学等の関係団体の推薦を受け、選考委員が選考し決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は表彰状を授与して行う。

(選考委員会の設置)

第8条 当協会に選考委員会を置く。

(選考委員会の構成)

第9条 選考委員は当協会理事から選任し、選考委員により選考委員会を構成する。

- 2 選考委員会の委員長には当協会の会長があたるものとし、委員長は会務を総理する。

附則

この規程は、平成24年10月18日より施行する。

この規程により従前の「社会体育功労者」はこ「スポーツ功労者」と読み替えられるものとする。

一般社団法人鯖江市体育協会 表彰規程 内規 (平成 24 年度改訂案)

- 1 この内規は一般社団法人鯖江市体育協会表彰規程（以下「規程」という）を補足するものである。
- 2 スポーツ功労者については、申請団体より原則 1 名とし、申請団体は厳選の上、内申を行う。
- 3 規程第 2 条の「優秀選手」は次に該当する者とする。
 - (1) 鯖江市内に住居を有する者とする。但し、学生（大学生まで）については、その両親、家族が現に鯖江市に居住する場合において、選考委員会が認める場合はこれを対象とすることができる。
 - (2) 規程第 2 条第 2 号の「ブロック単位以上の入賞者」は次の基準による個人または団体とする。
 - (ア) 全国大会 8 位以内
 - (イ) 複数の県にまたがるブロック大会 3 位以内
- 4 規程第 3 条第 1 号の文中「その功績が著しい者」の対象は次の者とする。
 - (1) 申請団体の会長として 4 年以上務め、鯖江市のスポーツ振興発展に寄与した者
 - (2) 申請団体の役員として 10 年以上在籍し、鯖江市のスポーツ振興発展に寄与した者であり、その年齢が 30 歳以上の者
- 5 規程第 4 条の「スポーツ特別功労賞」の対象は次の者とする。
 - (1) 申請団体の会長として 7 年以上務め、継続して鯖江市のスポーツ振興発展に寄与した者は、その職を辞したときに表彰対象とする。
 - (2) 「スポーツ特別功労賞」は選考委員会の推薦により、その候補者の所属する団体の同意が得られた場合表彰対象とする。
- 6 規程第 5 条の「優秀指導者」は次に該当する者とする。
 - (1) 鯖江市内の団体または個人を指導した者で、市内に居住または勤務する者とする。
- 7 優秀指導者として 5 回表彰を受けた者が、次回に優秀指導者の表彰対象者となったときは、スポーツ功労者表彰の対象とし、以後、優秀指導者表彰の対象としない。

附則

この内規は、昭和 60 年 9 月 1 日から施行する。
ただし、功労の実績については昭和 48 年 10 月 1 日から適用する。（内規 5 の追加）
この規定は、昭和 61 年 10 月 6 日から施行する。
この規定は、平成 12 年 8 月 21 日から施行する。
この規定は、平成 18 年 3 月 23 日から施行する。
この規定は、平成 20 年 4 月 16 日から施行する。
この規程は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。
この内規は、平成 24 年 10 月 18 日から施行する。
この内規により従前の「社会体育功労者」は「スポーツ功労者」と、「社会体育特別功労賞」は「スポーツ特別功労賞」と読み替えられるものとする。